

2025 年度（令和 7 年度）

鹿児島大学

男女共同参画推進センター年報

鹿児島大学男女共同参画推進センター



内容

ご挨拶.....	3
鹿児島大学 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進宣言	5
鹿児島大学男女共同参画基本理念	6
1 鹿児島大学男女共同参画推進センターについて.....	9
1-1 沿革.....	9
1-2 センター概要	10
2 2025年度活動記録.....	11
2-1 2025年度鹿児島大学男女共同参画推進センター委員等.....	11
2-2 目標値（中期目標・中期計画、女性活躍推進法一般事業主行動計画）に係る状況....	13
2-3 2025年度活動一覧.....	14
2-4 セミナー開催.....	16
2-4-1 鹿児島大学ダイバーシティトップセミナー/文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」総括シンポジウム.....	16
2-4-2 学長と教職員との懇談会「井戸端会議」.....	17
2-5 研究者支援.....	18
2-5-1 研究支援員制度.....	18
2-5-2 教員業務短期支援員制度.....	21
2-5-3 メンター制度.....	21
2-5-4 子の出張帯同支援制度.....	22
2-6 ライフワークバランス支援.....	23
2-6-1 鹿児島大学サポート宣言.....	23
2-6-2 保育支援.....	24
2-7 ポジティブ・アクションの実施.....	28
2-7-1 教員選考（研究員含む）時における積極的是正措置.....	28
2-7-2 意思決定機関への女性枠設置による積極的是正措置.....	28
2-8 次世代育成.....	29
2-8-1 共通教育科目「身の周りの男女共同参画」.....	29
2-9 文部科学省科学技術人材育成費補助事業.....	30
3 行動計画.....	31
3-1 女性活躍推進法一般事業主行動計画.....	31
3-2 国立大学法人鹿児島大学次世代育成支援行動計画.....	33
資料.....	34
国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室要項.....	35
国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項.....	36
国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項.....	38
国立大学法人鹿児島大学教員業務短期支援員制度実施要項.....	40

国立大学法人鹿児島大学保育支援実施要項	42
鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議に関する申合せ	43
国立大学法人鹿児島大学子の出張帯同支援制度実施要項	44

ご挨拶



橋本 文雄
理事（総務担当）
男女共同参画推進室長

国立大学が法人化されて23年目に入りました。令和8年度は第4期中期目標・中期計画期間の5年目となります。この間、国立大学法人鹿児島大学は様々な取り組みを行ってきましたが、その一つが「男女共同参画の推進」です。主な取り組み例をご紹介します。

平成21(2009)年9月1日：男女共同参画推進室を設置

平成22(2010)年1月21日：「鹿児島大学男女共同参画基本理念及び行動指針」を制定
理念「一人ひとりが伸びやかに、自分らしく輝くために」

平成23(2011)年9月8日：文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」に採択（平成23年度～平成25年度の3年度間）

平成24(2012)年4月1日：男女共同参画推進センターを設置

平成26(2014)年6月19日：鹿児島大学男女共同参画行動計画を明確化(平成26年度～令和2年度の7年度間)

令和2(2020)年9月30日：ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(先端型)「WiSH PLUS」事業に採択(令和2年度～令和7年度の6年度間)

令和2(2020)年12月17日：鹿児島大学男女共同参画行動計画を明確化(令和3年度～令和7年度の5年度間)

第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました(令和2年12月25日)。この計画に基づき、本学の男女共同参画行動計画をより明確化しました(男女共同参画社会基本法)。

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うための行動計画を策定し、①教育職(研究職を含む)採用者に占める女性割合を30%以上とする、②指導的地位にあたる管理職に占める女性割合を20%以上とする、③上位職(教授・准教授)に占める女性教員比率を15%以上とする、④職業生活と家庭生活との両立支援となる事業を年1回以上実施する、の4つの数値目標を設定しました(女性活躍推進法)。

男女労働者間の格差を解消し、女性労働者についての措置に関する特例に準じ、女性の能力開発・能力発揮(エンパワーメント)を支援するため、(1)女性研究者増に向けたポジティブ・アクションを推進し、(2)女性一般事務職員等の昇任を促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を重視した施策を推進するための環境を整備します(改正男女雇用機会均等法)。

職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるよう、職員が働きやすい環境を整備するための次世代育成支援行動計画を策定しています(改正次世代育成支援対策推進法)。昨年令和6年4月1日に次の5年間について、新たな行動計画を策定し、厚生労働省へ提出いたしました。内容は、1. 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備—子の小学校就学後における支援の拡充、2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備—時間外勤務の実態を調査し、長時間労働の縮減を図る、の2項目です。

令和7年度には「鹿児島大学 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進宣言」を策定しました。また、女性活躍推進法に基づいた向こう6年間の行動計画を策定しました。これらはそれぞれ本学のホームページと男女共同参画推進センターホームページからご覧になることができますので、是非ご一読ください。

井戸新学長のリーダーシップの下、「一人ひとりが伸びやかに、自分らしく輝くために」の理念の下、職員が個性と能力を発揮できる鹿児島大学を実現できるよう一層、男女共同参画の取組を推進して参りますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和8年4月

鹿児島大学 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進宣言

令和8年2月19日
鹿児島大学

鹿児島大学は、鹿児島大学憲章の精神に則り、学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざしてまいりました。

鹿児島大学男女共同参画基本理念である「一人ひとりが伸びやかに、自分らしく輝くために」を新たなステージに発展させるべく、ここにダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進を宣言します。

1. 鹿児島大学は、性別や国籍、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多様な人々が互いを認めあい、安心して共生できる環境をめざします。
2. 鹿児島大学は、誰もが自分らしく学び合う大学であるため、多様な人々が対等に関わりあいながら協働し、個々のニーズにあわせた支援やリソースへの公平なアクセスができるようなキャンパスをめざします。
3. 鹿児島大学は、共生社会におけるバリアの解明と解決をめざし、異なる価値観に触れることで自らを啓発し、発展していけるような組織文化の醸成に取り組みます。

鹿児島大学男女共同参画基本理念

<前文>

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題であると位置づけています。

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる社会のことです。この実現には、教育・研究の場であるとともに、就業の場である大学の果すべき役割・社会的責任が極めて大きいものと考えます。

鹿児島大学は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会実現の意義と責任を認識しつつ、21 世紀の総合大学に期待される使命を自覚し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざし、以下の基本理念の下、男女共同参画を積極的に推進します。

<基本理念>

鹿児島大学は、大学憲章の精神に則り、教育・研究機関として男女共同参画のもとに社会貢献を続けることができる人材を育成・支援し、個々を尊重するとともに、一人ひとりがあらゆる場面において個性と能力を発揮できる大学を実現します。

「一人ひとりが伸びやかに自分らしく輝くために」

<行動指針>

1. 男女共同参画の視点に立った教育、研究、就業の場の確立および大学運営における意思決定過程への女性の参画を拡大します。
2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を重視した施策を推進するための環境を整備します。
3. 女性の能力開発・能力発揮（エンパワーメント）を支援するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、女性キャリアガイダンスの充実、再チャレンジ支援などを行います。
4. 男女共同参画に資する教育・研究、広報・啓発活動を、地域（地方自治体、教育機関、医師会、企業、NPO 等）と連携して積極的に推進します。

平成 22 年 1 月 21 日制定
教育研究評議会決定

鹿児島大学男女共同参画行動計画

令和2年12月17日
教育研究評議会決定

本行動計画は、鹿児島大学男女共同参画基本理念（平成22年1月21日制定）に基づき、その行動指針の具体化に向けての取組について明確化するものである。

なお、本行動計画の実施期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの期間とする。

また、各学系等は、本行動計画とは別に「学系等における男女共同参画推進に係る方針等」を定めることとする。

1. 男女共同参画の視点に立った教育、研究、就業の場の確立および大学運営における意思決定過程への女性の参画を拡大します。

(1) 男女共同参画に関する広報・意識啓発

- ・本学における男女共同参画及びダイバーシティの取組に関して、ホームページやニューズレター等を活用して学内外に対して広報活動する。
- ・教職員に対する男女共同参画及びダイバーシティに関する意識啓発のためのセミナーやシンポジウム等を開催する。
- ・学生に対する男女共同参画に係る意識醸成のための共通教育科目を開講する。
- ・女子中高生に対する理系進路選択支援事業を実施する。

(2) 大学運営における意思決定過程への女性の参画の拡大

- ・女性教職員の積極的な登用を推進し、大学運営における女性の参画の拡大を図る。
- ・女性教員の教授職・准教授職への積極的な登用に努める。
- ・女性一般事務職員等の管理職への積極的な登用に努める。

2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を重視した施策を推進するための環境を整備します。

- ・研究支援員制度等を通じて、妊娠・育児・介護期等の生活と研究等との両立支援を行う。
- ・メンター制度等を通じて、大学院生や研究者のキャリア形成上の相談体制を充実させる。
- ・次世代育成支援行動計画により、働きやすい職場環境づくりに努める。
- ・育児・介護等に係る特別休暇等の取得の促進及び情報提供を行い、仕事と育児・介護等との両立を図る。

3. 女性の能力開発・能力発揮（エンパワーメント）を支援するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、女性キャリアガイダンスの充実、再チャレンジ支援などを

行います。

(1) 女性研究者増に向けたポジティブ・アクションの推進

- ・令和7（2025）年度末までに女性研究者在職比率23%以上及び自然科学系分野における女性研究者採用率30%以上、上位職（教授・准教授）に占める女性比率15%以上をめざし、ポジティブ・アクションを積極的に行う。

(2) 女性一般事務職員等の昇任の促進

- ・課長職相当以上の管理職に占める女性比率の向上をめざして、当該職員に対する能力開発に資する研修等を行う。

4. 男女共同参画に資する教育・研究、広報・啓発活動を、地域（地方自治体、教育機関、医師会、企業、NPO等）と連携して積極的に推進します。

- ・九州・沖縄アイランド女性研究者支援ネットワーク（Q-wea）との連携を強化し、女性研究者支援、男女共同参画及びダイバーシティの推進を図る。
- ・県内他大学・自治体・企業等と連携し、男女共同参画及びダイバーシティの推進を図る。

1 鹿児島大学男女共同参画推進センターについて

1-1 沿革

平成 21 年	9 月	男女共同参画推進室設置、看板上掲式	
平成 22 年	1 月	鹿児島大学男女共同参画基本理念及び行動指針制定並びに行動計画策定	
	2 月	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」に認定 (くるみんマーク取得)	
	4 月	男女共同参画担当学長補佐の任命	
平成 23 年	7 月	総務部人事課に男女共同参画企画係新設	
	3 月	男女共同参画推進に係る長期 (10 年) 及び短期 (3 年) 行動計画の策定	
	3 月	男女共同参画推進に関する相談窓口の設置	
	3 月	男女共同参画推進室 Newsletter 創刊	
	7 月	研究支援員制度創設	
平成 24 年	9 月	文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」に採 択 (～平成 25 年度)	
	4 月	男女共同参画推進センターの設置	
	4 月	女性研究者支援事業本部の設置	
	4 月	男女共同参画推進センターコーディネータの配置	
平成 25 年	9 月	「部局等における男女共同参画推進に係る方針等」策定	
	4 月	男女共同参画推進体制の整備充実 (広報・啓発推進部会、ワーク・ライフ・バ ランス支援部会、女性研究者支援部会の 3 部会を設置)	
	7 月	部局男女共同参画担当責任者の配置	
平成 26 年	4 月	鹿児島県「かごしま子育て応援企業」に登録	
	5 月	第 4 期次世代育成支援行動計画を策定 (くるみんマーク再取得)	
平成 27 年	5 月	女性研究者支援担当学長補佐 (男女共同参画推進センター副センター長) 就任	
平成 28 年	3 月	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画 (平成 29～32 年度末) 策定	
	4 月	男女共同参画担当副学長就任	
平成 29 年	4 月	男女共同参画推進担当副学長就任	
	4 月	男女共同参画推進センター副センター長 (女性研究者支援担当、女性医師等支 援担当、ワーク・ライフ・バランス支援担当) 配置	
	4 月	「学系等における男女共同参画推進に係る方針等 (旧部局等方針等)」策定	
	11 月	役員・管理職による鹿児島大学イクボス宣言	
	11 月	鹿児島市「イクボス推進同盟」加盟 鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議設置	
平成 30 年	11 月	鹿児島県女性活躍推進宣言企業に登録	
	7 月	男女共同参画推進センターの部屋を独立	
	10 月	「さつつん保育園」開園	
平成 31 年	11 月	鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰	
	4 月	第 5 期次世代育成支援行動計画を策定	
(令和元年)	8 月	鹿児島県「かごしま子育て応援企業」登録更新	
令和 2 年	9 月	文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシ アティブ (先端型)」に選定 (～令和 7 年度)	
	12 月	鹿児島大学男女共同参画行動計画 (令和 3～7 年度) 策定	
令和 3 年	2 月	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画 (令和 3～7 年度) 策定	
令和 3 年	4 月	特命担当理事 (広報・男女共同参画推進担当) 就任	



くるみんマーク



かごしま子育て応援企業登録マーク

令和3年	9月	鹿児島大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言 配信
令和3年	12月	鹿児島大学サポート宣言 制定
令和3年	12月	教育研究評議会における女性評議員枠設置 全学決定
令和4年	4月	教育研究評議会に学長指名の学長補佐が女性評議員として参画 ダイバーシティ推進担当学長補佐 就任
令和5年	1月	文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」中間評価結果公表
令和6年	3月	第6期次世代育成行動計画を策定
令和7年	10月	鹿児島市女性活躍応援リーダーズへの参画
令和8年	2月	鹿児島大学 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進宣言
令和8年	2月	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画（令和8～13年度）策定

1-2 センター概要

男女共同参画推進センター（愛称“muse 篤姫”）は、教育・研究機関として、男女共同参画のもとに社会貢献を続けることができる人材を育成・支援し、個々を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を発揮できる大学を実現するため、意識啓発、ライフワークバランス支援、男女共同参画の視点に立った教育、研究、就業環境の整備、学外関係機関との連携により、男女共同参画を推進している。

<センターの業務>

（国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項第2より）

センターは、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画に係る広報・意識啓発に関すること。
- (2) 教職員のワーク・ライフ・バランス支援及び環境整備に関すること。
- (3) 女性研究者の支援に関すること。
- (4) 次世代研究者育成支援に関すること。
- (5) 男女共同参画の現状の自己評価等に関する事項
- (6) 男女共同参画推進活動に関する学内調整
- (7) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

2 2025 年度活動記録

2-1 2025 年度鹿児島大学男女共同参画推進センター委員等

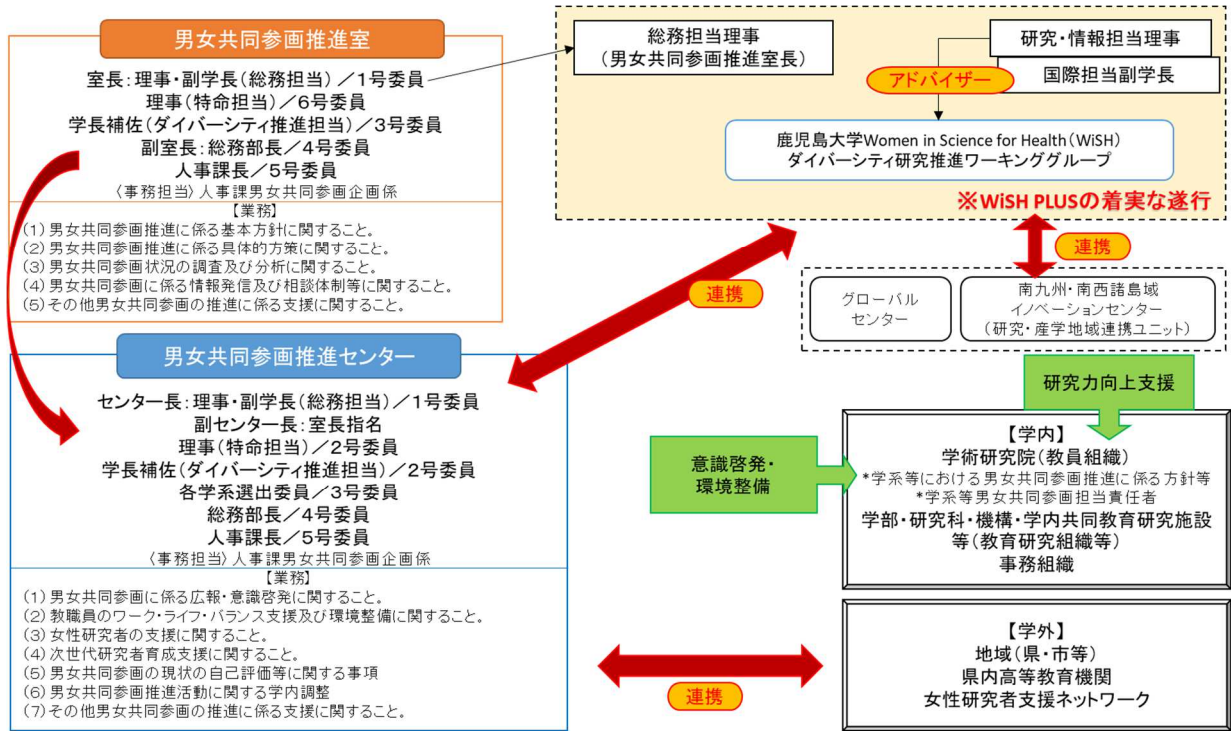
委員名簿

(2025 年 10 月 1 日時点)

	学系名等	職名	氏名		内線	選出 根拠※	備考	新規
1	センター長	理事・副学長（総務担当）	橋本 文雄	はしもと ふみお	7300	1号	男女共同参画推進室長	
2		理事（特命担当）	石窪 奈穂美	いしくぼ なほみ	7011	2号	男女共同参画推進室員	
3	副センター長	学長補佐 （ダイバーシティ推進担当）	八代 利香	やつしろ りか	6755	2号	男女共同参画推進室員	
4	法文学系	准教授	三浦 壮	みうら そう	8905	3号		*
5	臨床心理学系	准教授	今村 智佳子	いまむら ちかこ	7506	3号		
6	教育学系	教授	橋口 知	はしぐち とも	8839	3号		*
7	理学系	准教授	加藤 太郎	かとう だいいちろう	8112	3号		
8	工学系	教授	青野 祐美	あおの まさみ	7793	3号		*
9	医学系／副センター長	教授	郡山 千早	こおりやま ちはや	5295	3号		
10	医学系（保健学科）	助教	池田 由里子	いけだ ゆりこ	6783	3号		
11	歯学系	講師	前田 綾	まえだ あや	6252	3号		
12	附属病院	特例講師	関 祐子	せき ゆうこ	5354	3号		
13	ヒトレトロウイルス学系	特任教授	近藤 智子	こんどう ともこ	6279	3号		
14	農学系	教授	豊 智行	ゆたか ともゆき	8627	3号		*
15	水産学系	准教授	久賀 みず保	くが みずほ	4271	3号		*
16	獣医学系	助教	井尻 萌	いじり もえ	8783	3号		
17	総合教育学系	准教授	渡邊 弘	わたなべ ひろし	8865	3号		*
18	共同学系	准教授	澤田 剛	さわだ つよし	3164	3号		*
19	大学院連合農学研究科／ 副センター長	教授	小松 正治	こまつ まさはる	4200	3号		
20	総務部	部長	原 盛将	はら しげまさ	7020	4号	男女共同参画推進室副室長	
21	総務部人事課	課長	桑畑 安丈	くわはた やすたけ	7050	5号	男女共同参画推進室員	
22	総務部人事課	課長代理（人事管理担当）	盛満 泰浩	もりみつ やすひろ	7051	-	随席	
23	総務部人事課	課長代理（労務管理担当）	前田 浩範	まえだ ひろのり	3860	-	随席	
24	総務部人事課	係長（安全衛生・労務係）	鮫島 佑	さめしま ゆう	7070	-	随席	
25	総務部人事課	係長（男女共同参画企画係）	蓮香 佳菜	はすか かな	3012	-	随席	

※国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項第3に規定

体制図



2-2 目標値（中期目標・中期計画、女性活躍推進法一般事業主行動計画）に係る状況

1. 目標値

【第4期中期目標・中期計画（抜粋）】（令和4年度～令和9年度：6年間）

〔中期目標〕

若手や女性など研究者の多様性を高めることで、知の集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるための基盤を構築する。

〔中期計画〕

研究者の多様性を高めるため、ダイバーシティの意識醸成及び環境整備を行うとともに、特に女性研究者に対しては積極的なポジティブアクション、上位職への登用及び研究活動の支援を実施する。

評価指標

- ①女性の研究者採用割合 30%以上
- ②研究者に占める女性比率 23%以上
- ③上位職（教授、准教授）に占める女性比率 15%以上

【女性活躍推進法一般事業主行動計画（抜粋）】（令和3年度～令和7年度：5年間）

目標1：教育職（研究職を含む）採用者に占める女性割合を 30% 以上とする

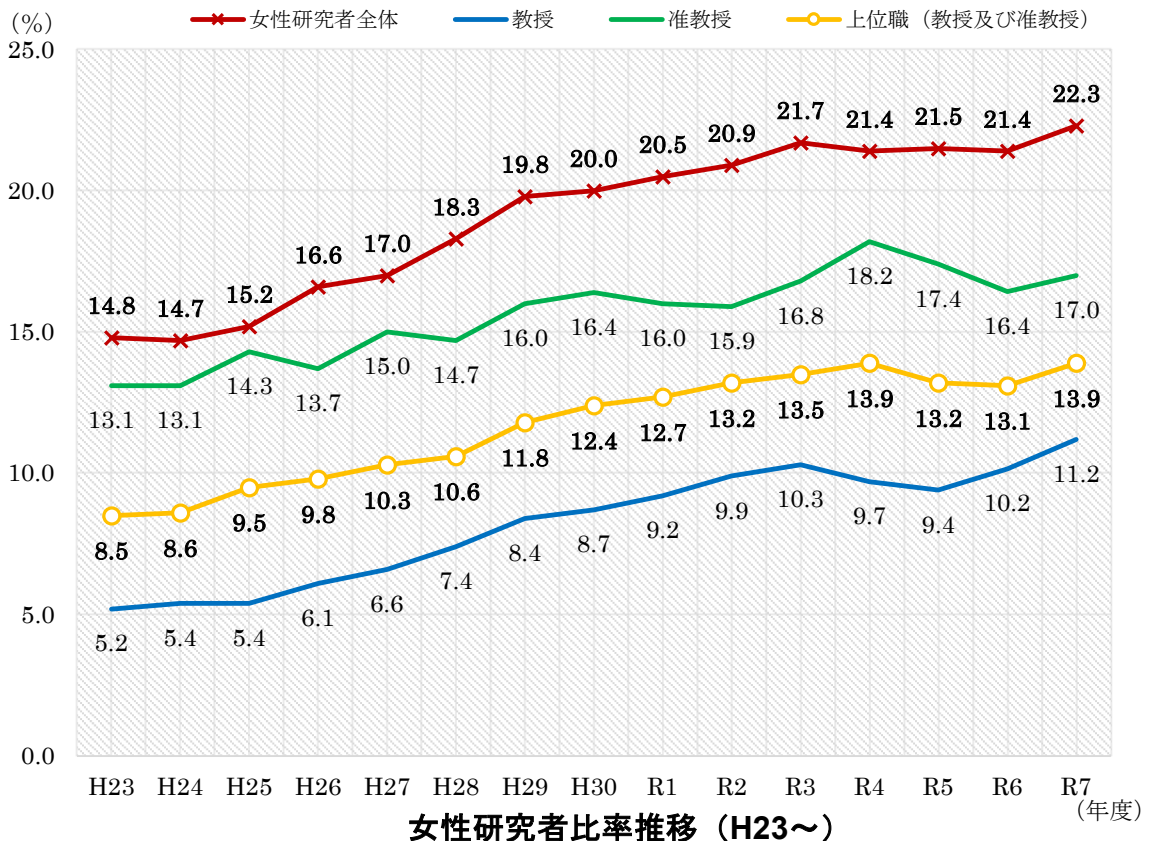
目標2：指導的地位にあたる管理職に占める女性割合を 20%以上とする

目標3：上位職（教授・准教授）に占める女性教員比率 15%以上とする

目標4：職業生活と家庭生活との両立支援となる事業を年1回以上実施する

2. 2025年度の状況（2026.3.31現在値）

- ①女性の研究者採用割合 29.5%（採用者数132名（うち女性39名））
- ②研究者に占める女性比率 22.3%（研究者数1,134名（うち女性253名））
- ③上位職（教授、准教授）に占める女性比率 13.9%（上位職588名（うち女性82名））



2-3 2025 年度活動一覧

【会議開催】	
男女共同参画推進室会議（年 25 回開催）	
男女共同参画推進センター会議（年 4 回開催）	
【セミナー開催】	
2025.11.21	学長と教職員との懇談会（井戸端会議）
2025.12.22	ダイバーシティトップセミナー／総括シンポジウム（合同開催）
【研究者支援】	
研究支援員制度	〈前期〉2025.6.1～2025.9.30　〈後期〉2025.10.1～2026.3.31
メンター制度	通年
【ライフワークバランス支援】	
保育支援制度	〈病児・一時保育支援〉2025 年 12 月実績まで 〈入試時保育支援〉大学入学共通テスト時
【学外連携】	
2025.9.25	全国ダイバーシティネットワーク組織 九州・沖縄ブロック会議 九州・沖縄アイランド女性研究者支援ネットワーク（Q-wea） 実務担当者連絡会 九州・沖縄アイランド女性研究者支援ネットワーク（Q-wea） 理事・副学長ネットワーク会議 第 16 回九州・沖縄アイランド女性研究者支援シンポジウム in 久留米大学
2025.10.30	第 8 回 鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議
【文部科学省科学技術人材育成費補助事業：ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）】	
2025.4.9	第 1 回 WiSH PLUS 関係者会議
2025.5～7	WiSH PLUS キャラバン
2025.7.9	第 2 回 WiSH PLUS 関係者会議
2025.10.8	第 3 回 WiSH PLUS 関係者会議
2025.12.22	ダイバーシティトップセミナー／総括シンポジウム（合同開催）
2026.1.14	第 4 回 WiSH PLUS 関係者会議
2026.3	WiSH PLUS 事業報告書発行

<p>【その他】</p> <p>男女共同参画展</p> <p>共通教育科目開講</p> <p>Newsletter</p>	<p>2025.6.23～2025.8.8（附属図書館）</p> <p>後期科目「身の周りの男女共同参画」2025.10～</p> <p>2025 ダイジェスト版（2026.3 発行）</p>
--	--

2-4 セミナー開催

2-4-1 鹿児島大学ダイバーシティトップセミナー/文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」総括シンポジウム

【日 時】令和7年12月22日（月）13:30～16:00

【鹿児島大学ダイバーシティトップセミナー基調講演】

講師：喜納 育江氏（琉球大学 学長）

議題：「女性」は大学を救えるか ～初の女性学長としての2025年～

【文部科学省科学技術人材育成費補助事業】

「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」総括シンポジウム事業成果報告

報告者：橋本 文雄 理事・副学長（総括）

加治屋 勝子 農学系准教授（研究教授）

DHRUVA Athira 医歯学域医学系助教（若手教員海外研修支援事業）

笠井 梨名 理工学研究科修士2年（国際交流助成事業）

講 評：山村 康子 国立研究開発法人科学技術振興機構プログラム主管

【参加者】117名（学内78名、学外39名）

【内 容】

令和7年12月22日に鹿児島大学ダイバーシティトップセミナー/文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」総括シンポジウムを対面とオンラインのハイブリットにより開催した。

前半のダイバーシティトップセミナーでは、琉球大学 喜納学長を講師に迎え、『「女性」は大学を救えるか～初の女性学長としての2025年～』と題し、これまでのご経験に基づき、学長のリーダーシップの重要性や、ダイバーシティ加速化に向けた具体的な取組事例を紹介いただいた。

後半の「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」総括シンポジウムでは、橋本理事・副学長の事業総括の報告の後、研究教授事業の加治屋農学系准教授、若手教員海外研修支援事業の Athira 医歯学域医学系助教、国際交流助成事業の理工学研究科修士2年の笠井氏から、支援を受けた各事業の成果について発表があった。

基調講演及び事業報告後に、活発な質疑応答が行われ、最後に、国立研究開発法人科学技術振興機構 山村プログラム主管から、女性研究者への激励と事業に関する講評をいただいた。井戸学長をはじめ役員、教職員、学外関係者等117名が参加した、大変有意義なセミナー及びシンポジウムとなった。



基調講演

事業成果報告

2-4-2 学長と教職員との懇談会「井戸端会議」

【日 時】令和7年11月21日（金）14:30-16:00

【参加者】学長、役員3名、教員1名、看護職員2名、事務職員2名

【内 容】

『困っていることを何でも話そう！！』をテーマとし、井戸学長と教職員との懇談会「井戸端会議」を対面開催した。

本学は、教職員のライフワークバランスを実現するため、令和3年度に「教職員のライフワークバランスを応援する鹿児島大学サポート宣言」を策定している。宣言は3つの項目から成り、1つ目は「公的な会議は、原則として17時までに終了します。」2つ目は「出産・育児・介護等に携わる者へは、特に勤務形態(テレワーク等)・勤務時間の配慮を行います。」3つ目は「ライフワークバランスに関する懇談会や意見交換会を定期的を開催し、現場の声に耳を傾けます。」としている。

この懇談会は、宣言項目の3つ目に掲げている「現場の声に耳を傾ける」の実践として、役員4名、教員1名、看護職員2名、事務職員2名が参加した。

参加者からは、日頃困っていることについて率直な意見が出され、育児休業を取得しやすい職場環境、正味の見極めによる業務効率化、子の出張帯同支援制度の財源拡大、教職員の交流の場づくり等について意見交換が行われた。

「井戸端会議」のような、ざくばらんに、思ったことを言いあえる場となつてほしい、との井戸学長の希望に沿った、時折笑いがおこる和やかな懇談会となった。



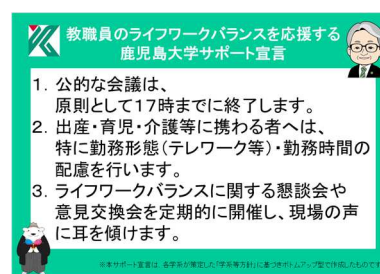
井戸学長



懇談風景



懇談会参加者



鹿児島大学サポート宣言

2-5 研究者支援

2-5-1 研究支援員制度

妊娠、育児、介護・看病等期の研究者に対し、研究活動を補助し、研究者のキャリア継続・形成を支援することを目的として、研究支援員の配置を行った。

平成30年度後期の募集からは、これまで男性研究者が支援を受けるための「大学、大学共同利用機関法人、独立行政法人等に勤務する女性研究者を配偶者に持つ又は単身で育児中」との条件をなくし、男性研究者も女性研究者と同等の条件で支援を受けられるよう対象の拡大を行った。

令和7年度の運用実績は以下のとおりである。

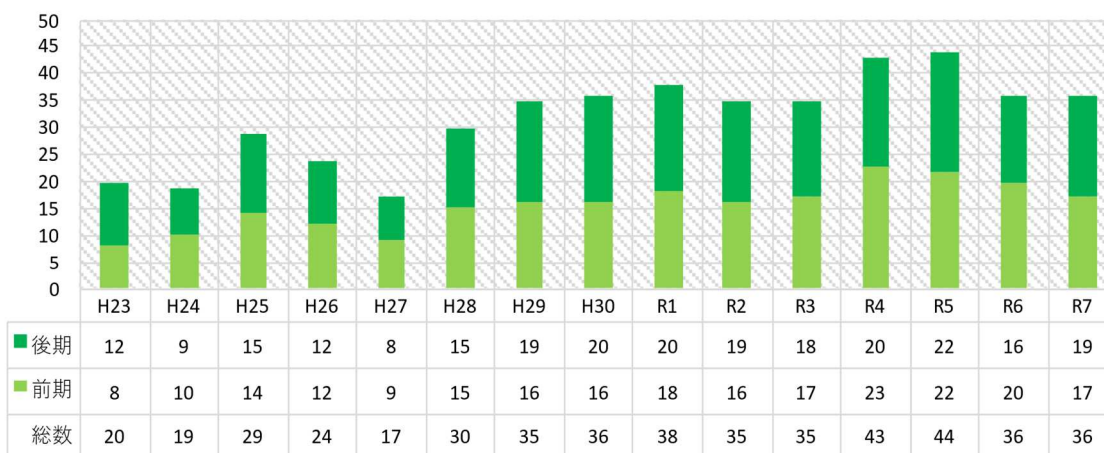
【利用実績】

	前期	後期
募集期間	3月19日～4月11日	7月15日～8月8日
実施期間	6月1日～9月30日	10月1日～3月31日
申請研究者	17人(うち新規1人)	19人(うち新規0人)
研究支援員	19人	25人
雇用総時間	1,433.5時間	1,854時間

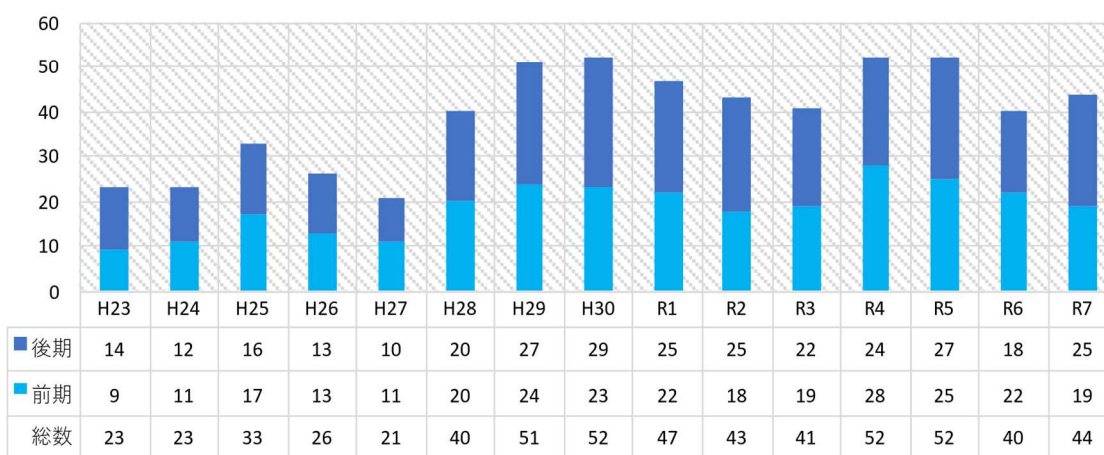
学域	学系	前期		後期		延べ人数	
		男	女	男	女	男	女
法文教育学域	法文学系			1		1	
	臨床心理学系						
	教育学系	3	1	2	1	5	2
理工学域	理学系	1		1		2	
	工学系	1		1		2	
医歯学域	医学系	1	1	2	2	3	3
	医学系(保健学科)		1		1		2
	歯学系		1		1		2
農水産獣医学域	農学系		5		5		10
	水産学系	1		1		2	
	獣医学系						
総合科学域	総合教育学系	1		1		2	
	共同学系						
計		8	9	9	10	17	19

【利用実績累計（H23～）】

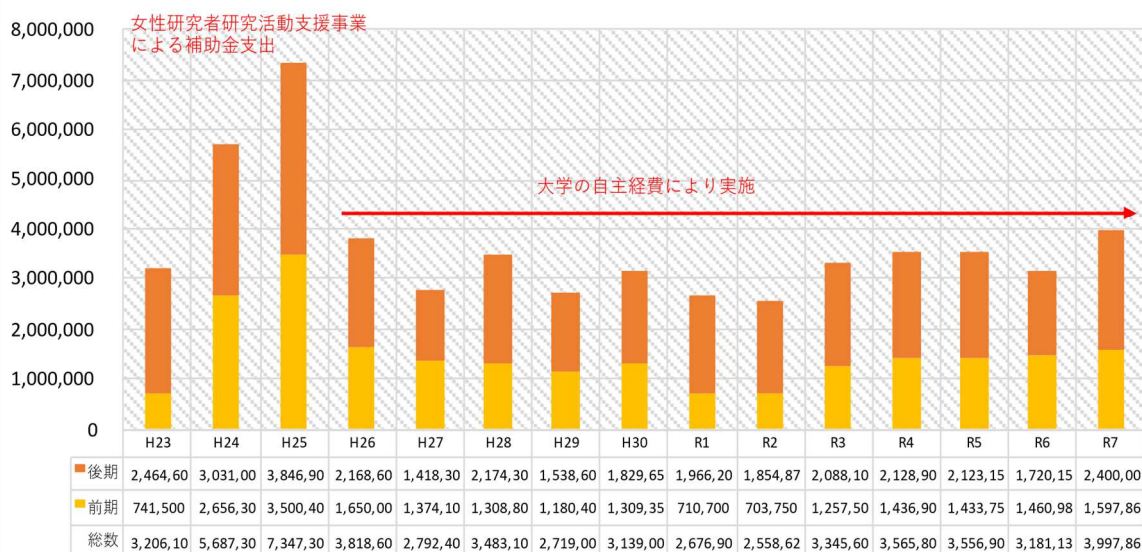
研究支援員制度利用実績／利用教員数（人）




研究支援員制度利用実績／研究支援員数（人）



研究支援員制度利用実績執行額（円）



【制度概要】



男女共同参画推進センターにおける支援制度

【研究支援員制度】

記載内容：2024.1現在の情報

概要

ライフイベント期（妊娠・育児・介護・看病等）の研究者に対し、研究支援員を配置することにより、研究活動を補助し、研究者のキャリア継続・形成を支援することを目的としています。

応募資格

ライフイベント（妊娠・育児・介護・看病等）による事由により、十分な研究時間を確保できない研究者（教員、研究員）
※産前・産後休暇、育児休業又は介護休業中の者は除きます。
※研究者自身の病気を理由とした利用は、現時点では認められていません。

利用期間

年に2回利用できます（前期：6月～9月、後期：10月～3月）。
前期利用者を3月に、後期利用者を7月に募集します。

このような制度があることは、教員の研究者としてのキャリアについて大学がしっかりと考えてくれていると感じることができます。学内で研究者としてのキャリア形成を支援する制度があることは精神的にも良いと感じます。

育児参加に伴い、研究に割ける時間がなくなってしまったが、本制度による支援によってプロジェクトを滞りなく進めることができました。自身のキャリア形成に非常に有益であったと考えています。

研究支援員

利用研究者が推薦する

- ・学部学生
- ・大学院生
- ・大学院課程修了者等（常勤の職に就いていない者）

※男女共同参画推進室長が大学院生と同等の能力があると認めた学部卒業生（常勤の職についていない者）は研究支援員になることができます。



支援内容

利用研究者の研究活動に必要な実験補助、研究データの解析、統計処理、文献調査、発表資料作成等の研究補助業務を行います。
※支援員自身の研究を行うことはできません。

実験の面白さや奥深さに触れることができました。学校での実験ではなく、この様な制度を通して長期的に実験を学ぶことで研究が面白いと思えるようになりました。将来医師として研究の道も前向きにこれから考えていきたいと思えます。


自身が研究スキルアップするのはもちろんのこと、我々の生活面の支援として大いに役に立ったと感じております。支援研究者は、ライフイベントによって満足に研究を遂行できない可能性もあるため、この制度があることでお互い利点を享受できる非常に良い制度だと感じております。

利用者の声



利用研究者 研究支援員

<問い合わせ先>
男女共同参画推進センター
TEL 099-285-3012 (内線3012)
E-mail gender@kuas.kagoshima-u.ac.jp



20

2-5-2 教員業務短期支援員制度

やむを得ない事情等により研究支援員制度に申請できなかった者に対して、本学に在籍する学部学生及び大学院学生を業務短期支援員として配置することにより、教員の妊娠・育児・介護・看病期等における両立及び復帰を支援することを目的としている。令和7年度は利用実績がなかった。

2-5-3 メンター制度

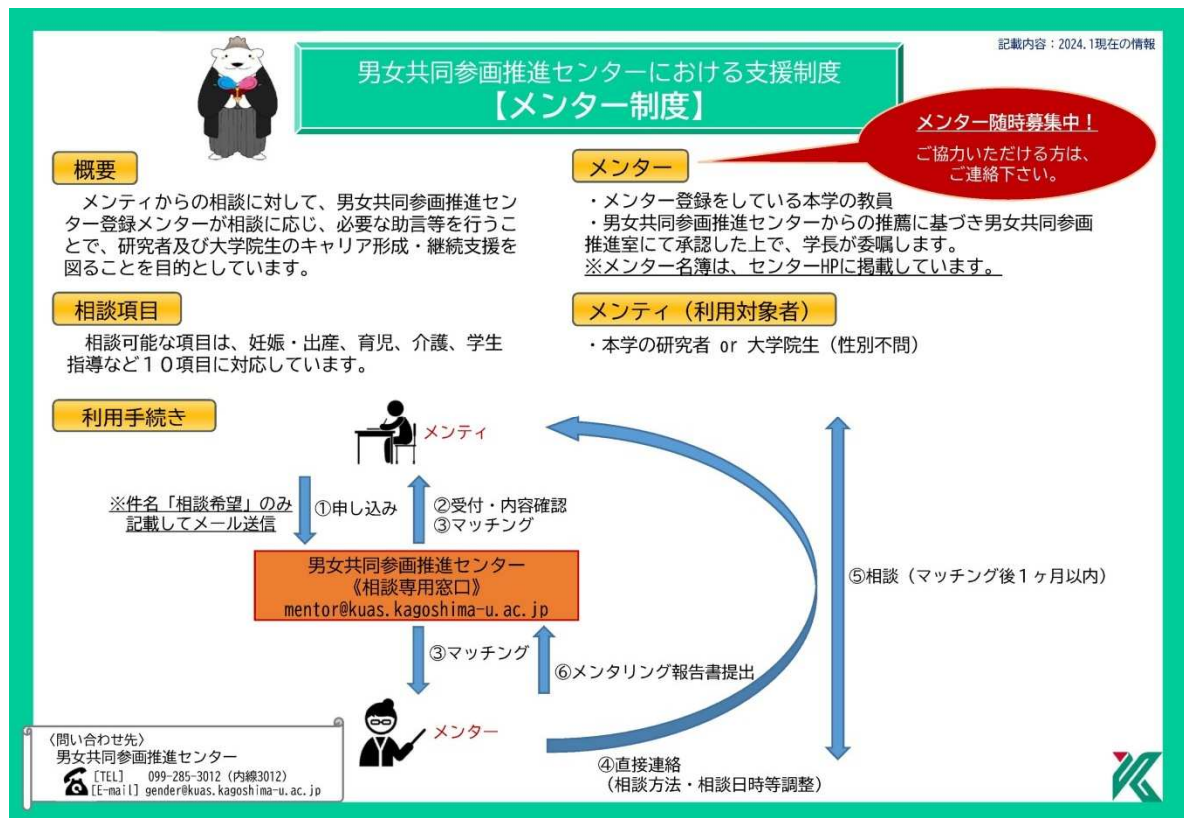
一定の職務経験等を有する教員等（メンター）が、自らの経験をふまえて所属部局や専門の枠を超えて、相談に応じることによって、研究者（鹿児島大学病院医員・研修医を含む）及び大学院生（メンティ）のキャリア形成・継続支援を図ることを目的とした制度である。

メンターリスト及び担当可能な相談項目*は男女共同参画推進センターホームページから閲覧でき（学内専用）、メンティ（相談者）がメンタリング（相談）を希望するにあたって参照できるようにしている。（メンターリストは可視化の承諾者のみ掲載中）令和7年度は利用実績がなかった。

*担当可能な相談項目

1. 妊娠・出産
2. 育児
3. 介護
4. 看護
5. 疾病
6. 授業
7. 学生指導
8. 留学・海外経験
9. 外部資金獲得
10. 共同研究

【制度概要】



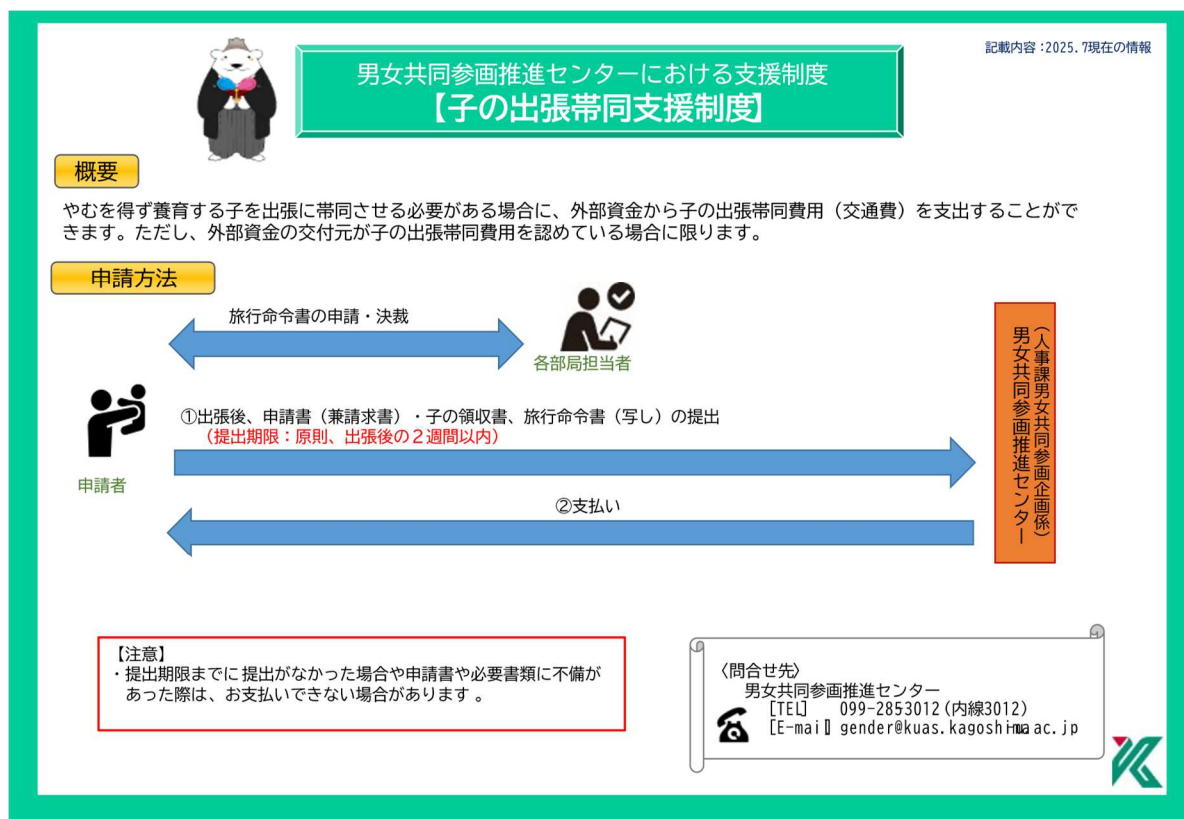
2-5-4 子の出張帯同支援制度

男女共同参画及びライフワークバランス推進の一環として、研究と育児の両立支援を目的に令和7年7月から実施した。本制度は、子を帯同しないと学会や研究会等へ出席できない研究者に対する支援を目的としており、初年度の利用者は2名であった。

* 支援のための財源

外部資金（各取材団等の助成金を含む。）であり、その交付元が交付要領等により子の出張帯同支援費用の支出を認めているもの

【制度概要】



2-6 ライフワークバランス支援

2-6-1 鹿児島大学サポート宣言

鹿児島大学男女共同参画行動計画に基づき策定された「学系等における男女共同参画推進に係る方針等（学系等方針）」を参考に、ボトムアップ型で大学全体としての取組を宣言したもので令和3年度に制定された。制定後、特に会議開催の時間帯については、全学的に意識しながら取り組んでいる。なお、サポート宣言の中で使用されている「ライフワークバランス」は「ワークライフバランス」に比べ、よりライフを重視したワードで国際的な潮流になっており、「ライフワークバランス」を取り入れることで教職員のライフを重視する大学であることを表明したものである。項目3.については、年に1回、学長と教職員との懇談会を開催し、現場の声に耳を傾ける機会を設けている。



教職員のライフワークバランスを応援する 鹿児島大学サポート宣言



1. 公的な会議は、原則として17時までに終了します。
2. 出産・育児・介護等に携わる者へは、特に勤務形態（テレワーク等）・勤務時間の配慮を行います。
3. ライフワークバランスに関する懇談会や意見交換会を定期的を開催し、現場の声に耳を傾けます。



※本サポート宣言は、各学系が策定した「学系等方針」に基づきボトムアップ型で作成したものです。

2-6-2 保育支援

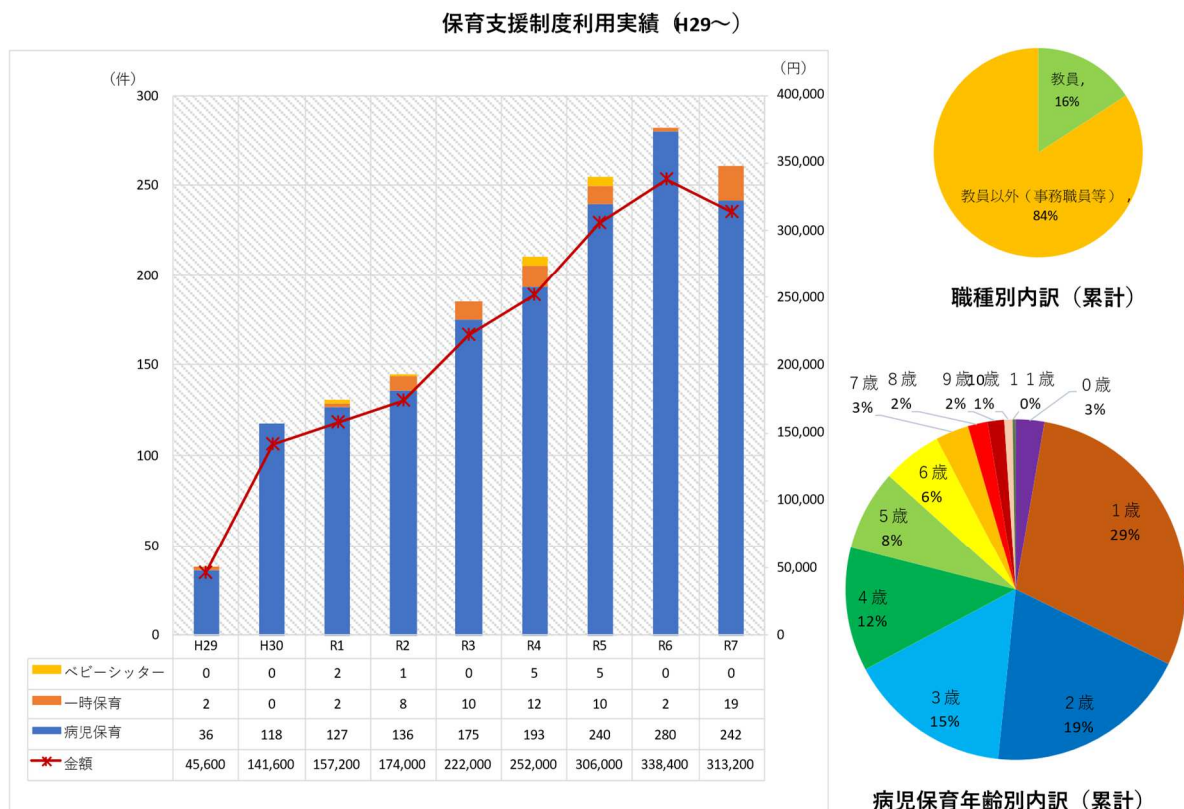
保育支援制度

本学に勤務する教職員（非常勤（本学の共済保険加入者に限る）含む）が、土日祝日での勤務等により緊急かつやむを得ず学外の保育サービスを利用した場合に、その利用費の一部を補助する制度。令和元年度には学内保育施設の一時保育等利用も支援対象となるよう制度改正を行ったほか、請求までの手続きの簡略化を行った。令和7年度の利用状況は以下のとおり。


【利用実績】

月	病児保育	一時保育	学会託児	ベビーシッター	利用回数	請求金額	利用人数		病児保育年齢別利用回数														
							教員	職員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳			
4月	9	0	0	0	9	10,800	1	4		1	3	1	1	2	1								
5月	12	0	0	0	12	14,400	1	7		5	2	3			1			1					
6月	27	11	0	0	38	45,600	2	13		8	3	7	5	3								1	
7月	38	0	0	0	38	45,600	2	13		8	7	8	5	3	6	1							
8月	19	1	0	0	20	24,000	1	10	3	3		9		3				1					
9月	25	0	0	0	25	30,000	2	12		5	1	9	5	1	1		1						2
10月	38	4	0	0	42	50,400	5	12	1	10	9	2	12		2	2							
11月	18	0	0	0	18	21,600	2	16		6	2	5	2		2	1							
12月	53	1	0	0	54	64,800	4	15		7	6		9	11	10	4	4						2
1月	1	0	0	0	1	1,200	1	0		1													
2月	1	0	0	0	1	1,200	0	1		1													
3月	1	2	0	0	3	3,600	1	1							1								
合計	242	19	0	0	261	313,200	22	104	4	55	33	44	39	23	24	8	7					1	4

【利用実績累計（H29～）】



【制度概要】



男女共同参画推進センターにおける支援制度 【保育支援制度】

記載内容：2025.10 現在の情報

概要

緊急かつやむを得ず、通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用した際の利用費の一部補助を行っています。

支援内容

- ・ベビーシッター利用料金
- ・一時保育利用料金
- ・病児・病後児保育料金 について

1回の利用につき、「1,200円」を補助します。
※同一世帯は以下の上限が定められています。

- ・1ヶ月に4回(4,800円)
- ・年間36,000円

※予算の都合によっては、年度途中で支援が中止する可能性もあります。

利用対象者

- ・本学の教職員(非常勤職員含む ※ただし、社会保険加入者)
- ・土日祝日での勤務、子の病気等により、緊急かつやむを得ず通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用しなければならない者

対象年齢


0歳から中学校就学前までの乳幼児・児童

対象となる保育サービス


- ・事業者の提供するサービス
- ※個人間の契約に基づくものは対象外
- ・1回の利用負担額が1,200円以上のサービス
- ※1,200円未満のサービスは対象外

申請方法

利用翌月期限までに、1ヶ月分まとめてご提出ください。



ベビーシッター・
病児保育等



利用教職員


①利用料金支払い ← ②領収書発行 →

③保育支援制度利用補助請求書・領収書提出 → ④補助額振込み ←

男女共同参画推進センター
《提出先》人事課男女共同参画企画係

【さつつん保育園・さくらっ子保育園利用の場合】
 利用月の3ヶ月後の期限までに、「鹿児島大学保育支援制度利用補助請求書」に記載されている書類以外に、以下もご提出ください。
 提出書類：①保育支援制度利用補助請求書
 ②領収書
 ③請求明細書

提出期限：別紙
※必着



《問い合わせ先》
 男女共同参画推進センター
 [TEL] 099-285-3012 (内線3012)
 [E-mail] gender@kuas.kagoshima-u.ac.jp

25

大学入学共通テスト時保育支援

職員のライフワークバランス支援の一環として、大学入学共通テスト時の試験監督等に従事する必要がある職員（非常勤を含む）に対して、休日勤務日の保育支援を実施した。令和6年度に引き続き、さつつん保育園を開園した。なお、さくらっ子保育園は希望者がいなかったため、開園していない。

【実施日（令和8年度大学入学共通テスト試験日）】

- ・本試験日 令和8年1月17日（土）、18日（日）

【保育支援実施施設】

さつつん保育園

対象：0歳児（生後8週間以上）から小学校就学前の乳幼児
子育て支援ルーム「キッズベース」

対象：0歳児（生後8週間以上）から児童（小学校6年生まで）

さくらっ子保育園

対象：0歳児（生後8週間以上）から小学校就学前の乳幼児

【利用者数】

職種内訳	さつつん保育園	さくらっ子保育園	キッズベース	計
教員	3	0	1	4
職員	2	0	1	3
計	5	0	2	7

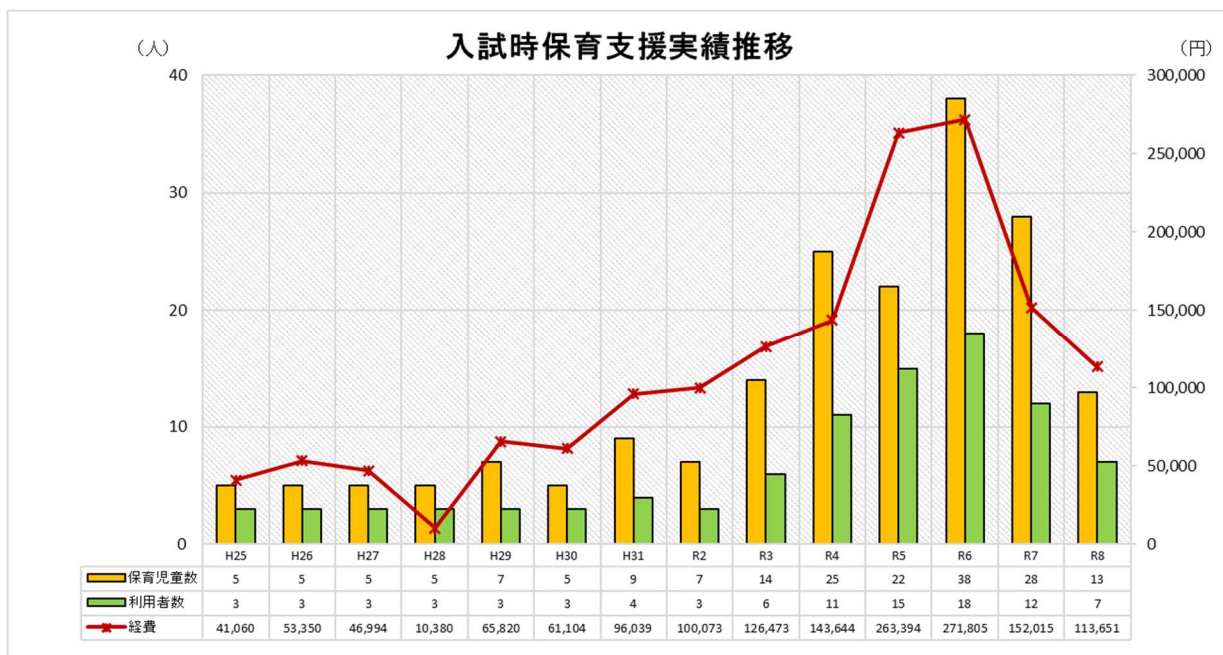
【保育児童数】

さつつん保育園	さくらっ子保育園	キッズベース	計
10	0	3	13

一般選抜テスト時保育支援

令和4年度から、大学入学共通テスト時に加え、一般選抜時においても保育支援を実施することで職員のライフワークバランス支援の充実を図っている。令和8年度の一般選抜入学試験（前期日程・後期日程）は平日に実施されたため、該当はなかった。

【利用実績累計（H25～）】



※R8の実績が大幅に下がっているが、一般選抜入学テストが平日のみであったため、入試時保育支援を大学入学共通テストのみ実施したこと、インフルエンザの流行でキャンセルが多かったことが影響している。

2-7 ポジティブ・アクションの実施

2-7-1 教員選考（研究員含む）時における積極的是正措置

公募要領記載文（以下のいずれかを記載）

- 1) 本学は、女性研究者支援をはじめとする男女共同参画に係る取組を積極的に推進しており、女性研究者の積極的な採用・登用を行っています。このため、本公募による採用・登用に当たっては、能力が同等であれば女性を優先いたします。

支援内容の詳細（取組み、各種制度、相談体制）については、下記ホームページをご覧ください。）

（男女共同参画推進センター <https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsumime/>）

- 2) 本学は、女性研究者支援をはじめとする男女共同参画に係る取組を積極的に推進しており、特に本人事においては、女性研究者に限定した採用・登用を行います。従いまして、応募資格を満たす女性研究者の積極的な応募を歓迎いたします。

支援内容の詳細（取組み、各種制度、相談体制）については、下記ホームページをご覧ください。）

（男女共同参画推進センター <https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsumime/>）

2-7-2 意思決定機関への女性枠設置による積極的是正措置

大学の意思決定機関である「教育研究評議会」への女性参画率を向上させ、より多様な視点に基づく大学運営を可能とするため、教育研究評議会に女性評議員枠を設定した。

具体的には、教育研究評議会の組織として、学長が指名する女性の学長補佐を女性評議員枠として新たに設定するため規則の一部改正を行い、令和4年度から女性評議員枠を導入することとなった。

令和7年度の教育研究評議会の女性評議員の割合は10.7%であり、令和3年度の7.4%から増加した。今後も、意思決定機関における女性比率を向上させることで大学の活性化に繋げることをとする。

2-8 次世代育成

2-8-1 共通教育科目「身の周りの男女共同参画」

本講義は、共生社会、特に性別に関わらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、様々な領域における男女共同参画を考えることによって、多様性を尊重する意識の醸成を目的とし、授業ではアクティブラーニングを通して、自分自身の生き方や他者及び社会との関わり方を明確化することとして、令和7年度後期の共通教育科目として開講。学部1年生を中心に約100名の学生が受講した。

科目責任者：郡山 千早教授（医学部）／当センター副センター長

共同担当教員：岩船昌起（共通教育センター）、藤村一郎（キャリア支援形成センター）、菅野康太（法文学部）、渡部由香（農学部）、八代利 香（医学部保健学科）、井上尚美（医学部保健学科）、山下和香代（工学部）、坂江 遥（鹿児島大学病院）

ゲスト講師：自治体の男女共同参画担当者等

対象：全学部

回	内容
第1回	オリエンテーション（講座の狙い）
第2回	ジェンダー・ダイバーシティ
第3回	脳と性差
第4回	教育、研究分野における男女共同参画「理系への女性進学率、教育の影響力など」
第5回	雇用分野における男女共同参画「男女の賃金格差、セクシャル・ハラスメント、ポジティブ・アクションなど」
第6回	家庭における男女共同参画「ドメスティック・バイオレンス、男性の育児など」
第7回	政治分野における男女共同参画
第8回	災害対応における男女共同参画 1
第9回	災害対応における男女共同参画 2
第10回	地域社会における男女共同参画「県内自治体の男女共同参画の進み具合や取組状況」1（グループワーク）
第11回	地域における男女共同参画 2（グループワーク）
第12回	医学・医療分野における男女共同参画
第13回	海外における男女共同参画
第14回	教育、研究分野における男女共同参画「ようこそ先輩：鹿大授業」
第15回	まとめ

2025 シラバスより抜粋

「ようこそ先輩：鹿大授業」



講師：山下 和香代准教授

2-9 文部科学省科学技術人材育成費補助事業

「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）事業概要



鹿児島大学 Women in Science for Health (WiSH) ダイバーシティ研究環境実現プロジェクト

WISH PLUS

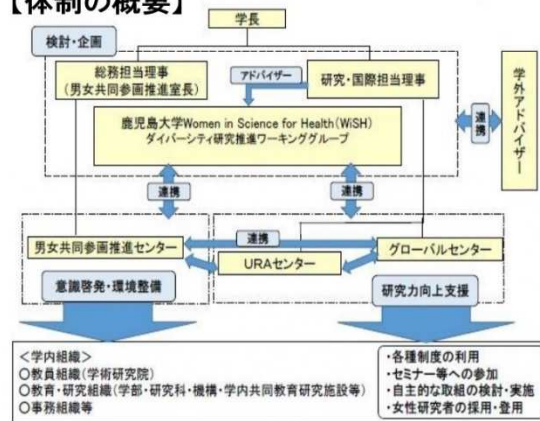
先端型：令和2～7年度

女性の潜在能力 (Potential) を引き出し、リーダーシップ (Leadership) を培うために、大学が一丸となった (Unity) ダイバーシティ研究環境を持続 (Sustainability) する。

【実施体制と目的】

本事業は、鹿児島大学が中期目標・中期計画に掲げる「若手・女性・外国人等の多様な人材の登用・活躍促進」に向け、「健康」「ライフサイエンス」をキーワードに複数部局の女性により平成30年に設置したWiSHワーキンググループの企画を本学の戦略に位置づけ、学長のリーダーシップの下、全学協力体制で、女性・若手研究者の先端的な研究力及び国際力の向上、女性・若手研究者の更なる増加、上位職への女性の登用を促進させる。

【体制の概要】



【目標】

女性研究者在職比率 23% 以上
上位職に占める女性教員比率 15% 以上
女性研究者採用割合 30% 以上



【取組概要・支援内容】

Potential

女性・若手研究者の潜在能力を引き出す

若手教員海外研修支援事業
国際交流助成事業
研究カススキルアップ研修
研究力向上学外アドバイザー制度

Unity

大学が一丸となり、ダイバーシティ研究環境づくりに取り組む。

教員公募：ポジティブアクション
意識啓発：トップセミナー
WISH PLUSキャラバン

Leadership

女性研究者のリーダーシップを培う

異分野融合研究プロジェクト
創出研究助成事業
女性・若手大型種目チャレンジ支援事業
国際共同研究促進事業
「研究教授・研究准教授」制度

Sustainability

持続可能なダイバーシティ研究環境を構築する。

国際シンポジウム
基金等の活用

【男女共同参画推進センターの役割】

・事業の取り纏め及び教員公募におけるポジティブアクション・トップセミナー・WISH PLUS キャラバン等の意識啓発並びにライフワークバランス支援等の環境整備。事業の詳細は、2025WISH PLUS 事業報告書を参照。

3 行動計画

3-1 女性活躍推進法一般事業主行動計画

国立大学法人鹿児島大学 行動計画

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間：2021年4月1日～2026年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

目標1：教育職（研究職を含む）採用者に占める女性割合を30%以上とする

〈取組内容〉

- 2021年4月～ 教員選考（研究員含む）時において、女性研究者へのポジティブアクションを実施
- 2021年4月～ 全教員へリーフレット「無意識のバイアス-Unconscious Bias-を知っていますか？」の案内
- 2021年4月～ 教員選考（研究員含む）時において、研究者採用ガイド「ダイバーシティの観点からの研究者採用を実施するために」を活用した取組を実施

目標2：指導的地位にあたる管理職に占める女性割合を20%以上とする

〈取組内容〉

- 2021年4月～ 女性リーダー育成環境整備を目的としたセミナーの開催
- 2022年4月～ 管理職等と女性教職員の懇談会の実施について検討
- 2023年4月～ セミナー受講者へアンケートを実施し、更なる取組みについて検討
- 2024年4月～ 女性リーダー育成のための更なる取組みの実施

目標3：上位職（教授・准教授）に占める女性教員比率15%以上とする

〈取組内容〉

- 2021年4月～ 上位職の女性教員を増やす取組への意識啓発セミナーの開催
- 2021年4月～ 学系（教員組織）に対して、数値目標の設定
- 2021年4月～ 女性研究者への研究支援の実施
- 2023年4月～ 学系の数値目標に対する進捗状況把握及び改善を要する学系との懇談の実施

目標 4：職業生活と家庭生活との両立支援となる事業を年 1 回以上実施する

〈取組内容〉

- 2021 年 4 月～ 両立支援となる事業の実施について検討
- 2021 年 5 月～ ライフイベント期の研究者に対して、研究活動を補助する支援員制度を実施
- 2021 年 9 月～ 実施した両立支援についてアンケートを実施し、次回実施の改善策を検討

3-2 国立大学法人鹿児島大学次世代育成支援行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することによって、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

2 内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1 子の小学校就学後における支援の拡充

(具体策) 【2024年4月～】

- ・看護休暇制度の子の対象年齢を、小学校就学前から小学6年修了までに拡大を行う。
- ・勤務時間の短縮等の措置（育児部分休業）の子の対象年齢を、小学校就学前から小学3年修了までに拡大を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 時間外勤務の実態を調査し、長時間労働の縮減を図る

(具体策) 【2024年4月～】

- ・時間外勤務の実績を調査し、人員配置の見直しや業務効率化を図る。
- ・ノー残業デーについて、さらに確実に実施するように掲示やメール等で周知し、各職員の意識向上を図る。
- ・会議は原則17時までに終了するように周知し、勤務時間外会議の自粛に努める。

資料

国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室要項	35
国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項	36
国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項	38
国立大学法人鹿児島大学教員業務短期支援員制度実施要項	40
国立大学法人鹿児島大学保育支援実施要項	42
鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議に関する申合せ	43
国立大学法人鹿児島大学子の出張帯同支援制度実施要項	44

国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室要項

平成 21 年 9 月 25 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学組織規則(平成 16 年規則第 1 号)第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室(以下「室」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 室は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画推進に係る基本方針に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に係る具体的方策に関すること。
- (3) 男女共同参画状況の調査及び分析に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る情報発信及び相談体制等に関すること。
- (5) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

2 室は、前項各号に掲げる事項について継続的に状況を確認し、業務遂行の障害となる要因を分析し、適切に対応する。

(組織)

第 3 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 学長が指名する学長補佐
- (4) 総務部長
- (5) 総務部人事課長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第 6 号の者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第 4 室に室長を置き、第 3 第 1 項第 1 号の理事又は同項第 2 号の副学長をもって充てる。

2 室に副室長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

(構成員以外の者の意見の聴取)

第 5 室が必要と認めるときは、構成員以外の者に意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 室に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部人事課において行う。

(雑則)

第 7 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 21 年 9 月 25 日から実施する。

2 国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進作業部会設置要項(平成 21 年 8 月 4 日学長裁定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 24 年 5 月 8 日から実施し、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 29 年 5 月 1 日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進センター要項

平成 24 年 3 月 15 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学組織規則(平成 16 年規則第 1 号)第 20 条の 3 第 2 項の規定に基づき、男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 センターは、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画に係る広報・意識啓発に関すること。
- (2) 教職員のワーク・ライフ・バランス支援及び環境整備に関すること。
- (3) 女性研究者の支援に関すること。
- (4) 次世代研究者育成支援に関すること。
- (5) 男女共同参画の現状の自己評価等に関する事項
- (6) 男女共同参画推進活動に関する学内調整
- (7) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第 3 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長及び学長補佐のうちから学長が指名する者
- (2) 男女共同参画推進室長(以下「室長」という。)が指名する者
- (3) 各学系より選出された者 各 1 名
- (4) 総務部長
- (5) 総務部人事課長
- (6) 男女共同参画推進センターコーディネータ

2 前項第 3 号の者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長等)

第 4 センターにセンター長を置き、第 3 第 1 号の者のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 センターに副センター長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

3 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。

4 センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(自己点検・評価の実施)

第 5 センターは、国立大学法人鹿児島大学における内部質保証に関する規則(令和 2 年規則第 69 号)第 3 条に基づき、男女共同参画推進センターに関する自己点検・評価を実施するものとする。

2 前項の自己点検・評価は、毎年度実施するものとする。

(改善計画の策定及び実施)

第 6 センターは、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定するものとする。

2 センター長は、前項の改善計画について、学長に報告するとともに、役員会での確認を経て、各部局に改善を指示するものとする。

3 前項の指示を受けた部局は、当該指示を踏まえた改善等を図り、その結果をセンター長に報告するものとする。

4 センター長は、前項の報告を受けた場合は、学長に当該結果を報告するものとする。

(部会等)

第 7 センターに必要なに応じて部会等を置くことができる。

2 部会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 8 センターに関する事務は、総務部人事課において行う。

(雑則)

第 9 この要項に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 国立大学法人鹿児島大学男女共同参画推進室推進部会要領(平成 21 年 9 月 25 日男女共同参画推進室決定)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 30 年 2 月 27 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 3 年 6 月 24 日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項

平成 30 年 1 月 18 日
学 長 裁 定

(目的)

第 1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の妊娠、育児、介護・看病等期(以下「ライフイベント期」という。)の研究者に対し、研究支援員(以下「支援員」という。)を配置することにより、研究活動を補助し、研究者のキャリア継続・形成を支援することを目的とする。

(名称)

第 2 この要項において、支援する事業は、国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度(以下「研究支援員制度」という。)と称する。

(対象)

第 3 研究支援員制度に申請できる研究者(以下「対象研究者」という。)は、本学の研究者で、次の各号のいずれかの事由により十分な研究時間を確保できない者とする。ただし、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業中にある者を除く。

- (1) 本人又は配偶者(届け出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が妊娠中の者
- (2) 中学 3 年生までの子を養育している者
- (3) 要支援又は要介護の認定を受けている家族の介護をしている者
- (4) 病気(難病、重病、障害など)の家族の看護をしている者
- (5) その他前各号に準ずるライフイベント期における事情がある者

(支援内容)

第 4 支援内容は、対象研究者の研究活動に必要な実験補助、研究データの解析、統計処理、文献調査、発表資料作成等の研究補助業務に限るものとする。

2 配置する支援員は、対象研究者の管理下で、原則として学内において研究補助業務を行うものとし、支援員自身の研究を行ってはいけないこととする。

(申請手続き)

第 5 対象研究者で、研究支援員制度の利用を希望する者は、所定の期日までに別に定める申請書類等を、本学男女共同参画推進室(以下「室」という。)に提出するものとする。

(利用者の決定)

第 6 第 5 の申請があった場合は、国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度利用者決定に関する申合せ(令和元年 10 月 24 日男女共同参画推進室決定)に基づき、室で審議のうえ、研究支援員制度を利用できる研究者(以下「利用者」という。)を決定する。

(支援の取消し)

第 7 室長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、室の議を経て、支援を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段によって採択されたとき。
- (2) 本学の規則等に違反し、利用者としての適格を欠くに至ったとき。

(支援員の採用等)

第 8 支援員の身分は、国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則(平成 16 年規則第 45 号。以下「非常勤職員就業規則」という。)の適用を受ける非常勤職員とする。

- 2 支援員の採用手続き等は、非常勤職員就業規則を準用する。
- 3 支援員は、本学に在学し、利用者が推薦する学部学生(第 4 の職務遂行が可能と判断された者に限る。以下同じ。)及び大学院学生並びに大学院課程修了者(常勤的な職に就いている者を除く。)とする。
- 4 前項のほか、室長が支援員として修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む。)及び博士課程(博士後期課程を含む。)の学生と同等と認めた場合は、利用者が推薦する学部卒業者(常勤的な職に就いている者を除く。)が支援員となることができる。

(配置期間・時間)

第 9 支援員の配置期間は、前期 5 か月以内(5 月～9 月)、後期 6 か月以内(10 月～3 月)とする。

2 支援員の配置時間は、学部学生及び大学院学生にあっては 1 日 7 時間以内、週当たり 23 時間以

内(ただし、1日の勤務時間が5時間以内である場合は25時間)とし、学部卒業者及び大学院課程修了者にあつては1日7時間以内、週当たり18時間以内で、各期120時間を上限とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、支援員が本学で雇用(ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、スチューデント・アシスタント、ティーチング・フェロー、チューター等)されている場合は、それらの勤務時間の合計時間が、学部学生及び大学院生にあつては週23時間(ただし、1日の勤務時間が5時間以内である場合は25時間)以内、学部卒業者及び大学院課程修了者にあつては、週18時間以内とする。ただし、学生の修学に支障がでないよう配慮するものとする。

(給与)

第10 支援員の給与は、時間給のみを支給し、他の給与は支給しない。なお、時間給については、予算の範囲内において調整することができる。

(1) 学部学生(1年次生～4年次生)については、1,200円とする。

(2) 学部学生(5年次生～6年次生)、大学院生、学部卒業者及び大学院課程修了者については、1,400円とする。

(配置状況報告)

第11 利用者は、配置する支援員の勤務状況を適宜把握し、月末に出勤簿を、各期支援終了後に成果報告書を総務部人事課に提出することによって、配置状況を報告するものとする。

(事務)

第12 研究支援員制度に関する事務は、総務部人事課男女共同参画企画係において処理する。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、研究支援員制度に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。

2 国立大学法人鹿児島大学研究支援員に関する取扱要項(平成23年4月21日学長裁定)は、廃止する。

附則

この要項は、平成30年10月1日から実施する。

附則

この要項は、令和元年10月24日から実施する。

附則

この要項は、令和3年6月1日から実施する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附則

この要項は、令和7年10月1日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学教員業務短期支援員制度実施要項

平成 30 年 1 月 30 日
学 長 裁 定

(目的)

第 1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の教員に対し、業務短期支援員(以下「短期支援員」という。)を配置することにより、教員の妊娠、育児、介護・看病等期における両立及び復帰を支援することを目的とする。

(名称)

第 2 この要項において、支援する事業は、国立大学法人鹿児島大学教員業務短期支援員制度(以下「教員業務短期支援員制度」という。)と称する。

(支援対象)

第 3 教員業務短期支援員制度の対象となる教員(以下「対象教員」という。)は、国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度実施要項(平成 30 年 1 月 9 日学長裁定)に規定する国立大学法人鹿児島大学研究支援員制度(以下「研究支援員制度」という。)の対象者のうち、やむを得ない事情により研究支援員制度に申請できなかった者とする。

(支援内容)

第 4 支援内容は、対象教員の教育及び研究活動の補助業務とする。

2 配置する短期支援員は、対象教員の管理下で原則として学内において補助業務を行うものとし、入学試験、成績判定、人事等の大学の管理業務に係る内容には従事できないものとする。

(申請手続き)

第 5 教員業務短期支援員制度の申請は、対象教員が、別に定める申請書類等を、本学男女共同参画推進室(以下「室」という。)に提出するものとする。

2 前項の申請があった場合は、室で審議のうえ、教員業務短期支援員制度を利用できる教員(以下「利用者」という。)を決定する。

(支援の取消し)

第 6 男女共同参画推進室長(以下「室長」という。)は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、室の議を経て、支援を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段によって採択されたとき。

(2) 本学の規則等に違反し、利用者としての適格を欠くに至ったとき。

(短期支援員の採用等)

第 7 短期支援員の身分は、国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則(平成 16 年規則第 45 号。以下「非常勤職員就業規則」という。)の適用を受ける非常勤職員とする。

2 短期支援員の採用手続き等は、非常勤職員就業規則を準用する。

3 短期支援員は、本学に在学し、利用者が推薦する学部学生及び大学院学生とする。

(配置期間・時間)

第 8 短期支援員の配置期間は、一事業年度内の 3 か月以内、1 回限りとする。

2 短期支援員の配置時間は、月 20 時間を上限とする。なお、配置時間については、予算の範囲内において調整することができる。

3 前項の規定にかかわらず、短期支援員が本学で雇用(ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、チューター、研究支援員、学習アドバイザー等)されている場合は、それらの勤務時間の合計時間が週 23 時間(ただし、1 日の勤務時間が 5 時間以内である場合は 25 時間)以内とする。ただし、学生の修学に支障がでないよう配慮するものとする。

(給与)

第 9 短期支援員の給与は、国立大学法人鹿児島大学アルバイト職員に関する取扱要項(平成 25 年 3 月 15 日学長裁定)第 8 条第 1 項に準じ、時間給のみを支給し、他の給与は支給しない。なお、時間給については、予算の範囲内において調整することができる。

(配置状況報告)

第 10 利用者は、配置する短期支援員の勤務状況を適宜把握し、月末に出勤簿を、支援期間終了後に報告書を総務部人事課に提出することによって、配置状況を報告するものとする。

(事務)

第 11 教員業務短期支援員制度に関する事務は、総務部人事課男女共同参画企画係において処理す

る。

(雑則)

第 12 この要項に定めるもののほか、教員業務短期支援員制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

国立大学法人鹿児島大学保育支援実施要項

平成 27 年 12 月 4 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)において実施する保育支援について、必要な事項を定める。

(保育支援)

第 2 本学は、教職員に対し、中学校就学前までの子に対する保育支援として次の支援を行うものとする。

- (1) ベビーシッター利用料金一部補助
- (2) 一時保育利用料金一部補助
- (3) 病児・病後児保育料金一部補助

(対象者)

第 3 保育支援の対象者は、本学の教職員(本学の社会保険加入者に限る。)のうち、土日祝日での勤務、子の病気等により、緊急かつやむを得ず通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用しなければならない者とする。

2 保育支援の対象となる保育サービスは、個人間の契約に基づくものでない事業者の提供するサービスであり、かつ、1 回の利用につき利用者の負担額が 1,200 円以上のものとする。

(支援額等)

第 4 支援額は、1 回の利用につき 1,200 円とし、同一世帯に対しては年間 36,000 円を上限とする。ただし、予算額及び希望者数により年間の支援上限額を調整することがある。

2 同一世帯に対する支援回数は、1 ヶ月につき 4 回を上限とする。

(利用方法)

第 5 利用にあたる諸手続きについては、別途定めるものとする。

(支援の中止)

第 6 本学は、実施年度の途中であっても、予算の都合により支援を中止することができるものとする。この場合において、支援の中止に関し、教職員に対し、事前に通知するものとする。

(返還)

第 7 利用内容に虚偽事項や不正が認められた場合には、当該期間の支援額を返還しなければならないものとする。

(雑則)

第 8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 12 月 4 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 25 日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議に関する申合せ

平成 29 年 11 月 11 日
参加機関合意

(目的及び設置)

第 1 鹿児島県内大学等及び鹿児島県(以下「参加機関」という。)は、地域社会における男女共同参画社会の実現に向けて、情報交換及び連携を図ることを目的として、鹿児島県内大学等男女共同参画連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(組織及び構成員)

第 2 連携会議は、別表に掲げる参加機関から選出された者(以下「構成員」という。)で構成する。

2 構成員は、各参加機関において男女共同参画又はダイバーシティの推進を担当する者とする。

(会議)

第 3 連携会議は、年に 1~2 回開催し、以下の事項について情報交換及び検討を行うこととする。

- (1) 参加機関における男女共同参画及びダイバーシティに係る現状並びに取組
- (2) 国、県及び地域における男女共同参画及びダイバーシティに係る現状並びに取組
- (3) 参加機関の連携による男女共同参画及びダイバーシティに係る取組
- (4) その他連携会議が必要と認める事項

(運営)

第 4 連携会議の運営は、鹿児島県男女共同参画室と連携して、鹿児島大学が担当する。

(事務)

第 5 連携会議の事務は、鹿児島大学総務部人事課において処理する。

(雑則)

第 6 この申合せに定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成 29 年 11 月 11 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和元年 7 月 11 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表 (第 2 関係)

参加機関名	備考
学校法人鹿児島純心女子学園 鹿児島純心大学	事務局進路支援課地域連携推進室
学校法人鹿児島純心女子学園 鹿児島純心女子短期大学	総務課
学校法人志學館学園 志學館大学	総務課
学校法人志學館学園 鹿児島女子短期大学	総務課
学校法人都築教育学園 第一工科大学	庶務課
学校法人都築教育学園 第一幼児教育短期大学	庶務課
学校法人津曲学園 鹿児島国際大学	総務課
国立大学法人 鹿児島大学	総務部人事課男女共同参画企画係
国立大学法人 鹿屋体育大学	総務課
独立行政法人国立高等専門学校機構 鹿児島工業高等専門学校	総務課
鹿児島県立短期大学	総務課
鹿児島県	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課男女共同参画室 かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 (鹿児島県男女共同参画センター)

国立大学法人鹿児島大学子の出張帯同支援制度実施要項

令和7年6月19日

学長裁定

(目的)

第1 本要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の研究と育児の両立支援として、鹿児島大学職員就業規則第3条に規定された教員、特例教員、特任教員及び特任研究員(以下「研究者」という。)が、子(小学校6年生までの子をいう。以下同じ。)を出張に帯同する必要がある場合における子の出張帯同支援費用の取扱いについて、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2 本制度を利用できるのは、次の資格をすべて満たし、かつ、男女共同参画推進センター長が承認した場合に限る。

- (1) 子を養育する研究者
- (2) 養育する子を出張に帯同せざるを得ない理由がある研究者
- (3) 旅行命令権者に出張(国内に限る。)を認められた研究者

2 前項の基準を満たしている研究者であっても、次の場合は除外する。

- (1) 産前産後休暇、育児休業及び介護休業の期間
- (2) 外国出張

(財源)

第3 支援のための財源は、外部資金(各種財団等の助成金を含む。)であり、その交付元が交付要領等により子の出張帯同支援費用の支出を認めているものとする。

(支援内容)

第4 子の出張帯同支援費用は、出張に帯同した子に要した交通費のうち、鉄道賃、航空賃、車賃及び船賃の実費額とし、宿泊費は支援しない。ただし、実費額は領収書で確認できるもののみとし、宿泊料を含んだパックを使用している場合は支援対象とならない。

(手続)

第5 研究者は、原則、出張後の2週間以内に「子の出張帯同支援制度支給申請書(兼請求書)」及び必要書類(領収書、搭乗券の半券、旅行命令書の写し等)を男女共同参画推進センター長へ提出する。

(税法上の取扱い)

第6 子の出張帯同支援費用は給与所得として取扱い、源泉徴収を行うものとする。

(その他)

第7 支援の対象となる子の出張帯同中における事故等に関し、本学では責任を負わないものとする。

附 則

この要項は、令和7年7月1日から実施する。



[編集・発行] 鹿児島大学男女共同参画推進センター
〒890-8580 鹿児島市郡元1丁目21番24号
TEL 099-285-3012
URL <https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsumime/>

[発行年月] 2026年4月

鹿児島大学公式マスコットキャラクター

きつん

